

一般社団法人日本外傷歯学会 利益相反（COI）に関する指針

第1条 目的

日本外傷歯学会（以下、本学会）は、会員が産学連携活動を適切に遂行できるよう利益相反（Conflicts of Interest: COI）に関する指針（以下、本指針と略す）を策定し、会員による研究の公正性や中立性を担保し、社会に対する説明責任を果たすものとする。

第2条 対象者

本指針の対象者は、COI 状態が生じる可能性がある以下の者とする。

- (1) 本学会会員
- (2) 本学会の学術大会や学会機関誌などで発表する者
- (3) 本学会の役員（理事長、副理事長、理事、監事）、学術大会大会長、各種委員会の委員長や委員、暫定的な小委員会やワーキンググループなどの委員、その他これらに準ずる者

第3条 対象となる活動

本学会が行うすべての事業活動に対して本指針を適用する。

- (1) 本学会が主催する学術大会などの開催
- (2) 本学会機関紙や学術図書などの発刊
- (3) 本学会が実施する研究、教育および調査
- (4) 関連する企業・組織や団体が主催する講演会、セミナー等での発表
- (5) その他、本学会の目的を達成するために必要な事業

第4条 申告すべき事項

対象者は、外傷歯学領域における研究に関与する企業・組織や団体との関係において、以下の(1)～(10)の事項について、本指針の細則に定める基準を超える場合には、所定の書式に従い、COI の正確な状況を本学会理事長に申告するものとする。

- (1) 企業・法人組織、営利を目的とする団体（以下、「企業・組織や団体」という）の役員、顧問、社員などへの就任
- (2) 企業の株式等の保有
- (3) 企業・組織や団体からの特許権使用料
- (4) 企業・組織や団体から、会議の出席(発表)に対し該当者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当(講演料・謝礼金など)
- (5) 企業・組織や団体がパンフレットなどの執筆に対して支払った原稿料
- (6) 企業・組織や団体が提供する研究費（受託研究、共同研究、寄附金など）
- (7) 企業・組織や団体がスポンサーとなる寄附講座への所属や兼任
- (8) 上記以外の旅費(学会参加など)や贈答品等の贈与
- (9) 兼任・非常勤であっても企業に所属している場合は必ず申告
- (10) 企業・組織や団体に所属する人員や設備、施設などの提供

第5条 COI 委員会

本学会が実施するすべての事業において、重大なCOI 状態が生じた場合や、非適切な申告が指摘された場合、COI 委員会はヒアリング等の調査を行い結果を理事長に報告する。

また下記についても委員会の掌握事項とする。

- (1) COI 状態にある会員個人からの質問、要望への対応（説明、助言、指導を含む）
- (2) COI の管理ならびに啓発活動に関する事項
- (3) COI に関する調査、審議、審査およびマネジメント、改善措置の提案、勧告に関する事項

第6条 実施方法

(1) 会員の責務

本学会会員は、研究成果を学術大会や学会機関誌などで発表する場合、当該発表に関わるCOI 状態を本学会の細則に従い、所定の書式で適切に自己申告し、開示するものとする。本指針に反する事態が生じた場合には、COI 委員会で調査、審議し理事会に上申する。

(2) 役員等の責務

本学会の役員、学術大会大会長、各種委員会の委員長や委員、暫定的な小委員会やワーキンググループなどの委員等は、本学会に関わる事業活動に対して重要な役割と責務を担うことから、就任する時点で所定の書式に従い、当該事業に関わるCOI の状況について自己申告を行うものとする。また就任後、新たにCOI 状態が発生した場合には、細則に従い修正申告を行うものとする。

(3) 理事会の役割

本学会の事業を遂行する上で、上記(2)に記載の役員等に重大なCOI 状態が生じた場合、あるいはCOI の自己申告が不適切であるとの疑義が生じた場合、理事会はCOI 委員会に諮問し、答申に基づいて改善措置などを指示することができる。

(4) 学術大会大会長等の役割

学術大会の大会長等は、当該事業において研究の成果が発表される場合、その発表が本指針に沿ったものであることを検証し、本指針に違反する演題については発表の差し止めなどの措置を講ずることができる。この場合、速やかに発表予定者に理由を付してその旨を通知する。なお、これらの措置に際して、大会長等はCOI 委員会に諮問し、その答申に基づいて当該発表者に対し改善措置などを指示することができる。

(5) 編集委員会の役割

編集委員会は、本学会機関誌に研究成果が投稿された場合、その内容が本指針に沿ったものであることを検証し、本指針に違反する場合には掲載を差し止めるなどの措置を講ずることができる。当該論文等の発表後に本指針に反していたことが明らかになった場合には、機関誌等に編集委員長名でその旨を公知することができる。この場合、速やかに当該論文等の投稿者に理由を付してその旨を通知する。なお、これらの措置に際して、編集委員長はCOI 委員会に諮問し、その答申に基づいて当該論文投稿者に対し改善措置などを指示することができる。

第7条 違反者への措置

本学会理事会は、本指針に違反する行為に関して審議する権限を有しており、COI 委員会に諮問し、その答申に基づいて理事会で審議した結果、重大な指針違反があると判断した場合には、その違反の程度に応じて必要な措置を講ずることができる。

第8条 不服の申し立て

前条の措置を受けた者は、本学会に対し不服申し立てをすることができる。本学会が不服申し立てを受理した場合、速やかに不服申し立て審査委員会を設置して審議を行ない、その答申を理事会で協議したうえで、その結果を不服申し立て者に通知する。

第9条 説明責任

本学会は、自ら関与する事業において発表された研究の成果について、重大な指針違反があると判断した場合には、理事会の協議を経て社会に対する説明責任を果たすものとする。

第10条 細則の制定

本学会は、本指針を運用するために必要な細則を制定することができる。

第11条 指針の改正

本指針は、社会的影響や産学連携に関する法令の改正、ならびに医療および臨床研究をめぐる諸条件に適合させる必要がある場合、定期的に見直しを行い理事会および総会の議を経て改正することができる。

附 則

この指針は、平成28年7月16日から施行する。